

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年4月25日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長 岡下 淳

1 業務概要

- (1) 業務名 江差港外1港基本設計その他業務
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、江差港における物揚場(-3.5m)(南)の施設改良に必要な基本設計及び道路(南)の施設改良に必要な詳細設計を行うとともに、瀬棚港における泊地(-7.5m)の整備計画について検討を行い、今後の港湾整備の基礎資料とするものである。
本業務の主な内容は以下のとおりである。
 1. 設計計画
 2. 江差港 物揚場(-3.5m)(南)(改良) 【基本設計】
 - ・資料収集・整理
 - ・設計条件の設定
 - ・安定性の照査
 - ・構造諸元の決定
 - ・図面作成
 3. 江差港 道路(南)(改良) 【詳細設計】
 - ・現地踏査
 - ・平面縦断設計
 - ・横断設計
 - ・道路付帯構造物設計
 - ・用排水設計
 - ・照明設計
 - ・図面作成
 4. 江差港 物揚場(-3.5m)(南)(改良) 【健全度調査】
 - ・計画準備
 - ・コア採取・試験
 - ・結果の整理
 5. 瀬棚港 泊地(-7.5m) 【整備計画検討】
 - ・現場条件の整理
 - ・現地ヒアリング
 - ・整備方針の設定
 - ・整備計画の検討
 6. 報告書作成
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで
- (4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。
ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 5. 6 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。

ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 4 月 25 日付け北海道開発局長）に示すところにより、江差港外 1 港基本設計その他業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

なお、設計共同体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページに掲載する（下記アドレス参照）。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zi04.html>

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験及び能力

(2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

(3) 当該業務の実施体制

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定の技術者の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績

(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

(3) 評価テーマに関する技術提案

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒040-8501 北海道函館市大川町1-27

北海道開発局函館開発建設部 契約課 上席専門官

電話 0138-42-7532 (直通) 電子メール hkd-hk-nyusatsu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、及び交付方法

令和6年4月25日(木)から令和6年6月4日(火)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分(最終日は12時00分)まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和6年4月25日(木)9時00分から令和6年5月7日(火)12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

(4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和6年5月21日(火)9時00分から令和6年6月4日(火)12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

6 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(3) 上記2(1)イに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の申請を受理されていない単体企業又は2(2)に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていないもの(一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出期限において、当該資格の決定を受けていなければならない。

(4) 技術提案書に関するヒアリングを行う場合がある。

(5) 詳細は説明書による。